

れた区域

- ⑭の地点 戸馳大橋基部に設置された点（北緯 32 度 36 分 43 秒、東経 130 度 29 分 35 秒）から 269 度 17 分 53 秒 398.71 メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 180 度 12 分 50 秒 68.50 メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 90 度 12 分 50 秒 1.00 メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から 180 度 12 分 50 秒 0.50 メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から 270 度 12 分 50 秒 36.00 メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 0 度 12 分 50 秒 1.00 メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から 270 度 12 分 50 秒 2.52 メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から 0 度 12 分 50 秒 15.10 メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から 270 度 12 分 50 秒 42.48 メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から 0 度 1 分 15 秒 3.10 メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から 270 度 14 分 43 秒 120.00 メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から 0 度 17 分 44 秒 48.50 メートルの地点

(3) 面積

10,675.88 平方メートル

- 4 埋立地の用途
マリーナ用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成7年9月29日
熊本県指令港第11号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村
三角町

熊本県告示 603 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
高森町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 阿蘇郡高森町 2031 番地	事業所の所在地	阿蘇郡高森町 1258-1 番地

熊本県告示 604 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄
- 3 検査の期日及び場所

期 日	場 所
平成15年6月18日 午後1時30分から	社会福祉法人天草ボランの広場 (天草郡新和町碓石 66-1)

公 告

熊本県公告第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就職の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成15年6月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 土地改良区の名称
下山土地改良区
- 2 就職する清算人